

令和5年

春の全国交通安全運動

実施要綱

実施期間

5月11日(木)～5月20日(土)

重点

- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



スローガン

あげた手は
いのちをしらせる
警報機

交通安全図画最優秀作品(令和4年度知事賞)

長崎市立滑石中学校2年生(当時) ^{いがわ}井川 ^{あやの}綾乃さんの作品

特別広報 「安全横断「手のひら運動」」の推進



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

運動の目的

本運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保

依然として道路で子供が危険にさらされる状況も見られ、次世代を担う子供を交通事故から守る必要があります。また、高齢歩行者が道路を横断中に車両と衝突して亡くなる交通事故も多く発生しています。

道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用し、横断する前には手を挙げて、運転者に「手のひら」を示して横断の意思を伝え、車両が止まってから横断するなど、自らを守る行動を実践しましょう。

そのほか、子供から高齢者までの全ての歩行者を交通事故から守るため、次の事項を推進します。



歩行者



- 登下校時を始め道路(付近)を通るときは、「信号を守る」、「道路に飛び出さない」、「横断歩道を渡る」、「道路で遊ばない」などの交通ルールを守りましょう。
- 道路を横断するときは、左右の安全確認をしてから横断を開始しましょう。また、横断途中も左右の安全確認をし、特に左から走ってくる車両の確認をしっかりとしましょう。
- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、明るい服装に心掛け、反射材を着用しましょう。

運転者

- 運転中は常に歩行者の存在を確認し、歩行者の近くを通行するときや、通学路・交差点等の歩行者の存在が予測できる場所では、あらかじめ安全な速度に減速するなど安全運転を心掛けましょう。
- 「生活道路は人が優先」という意識を持ち、近道又は渋滞を避けるために安易に生活道路を通行せず、幹線道路を通行するよう努めましょう。

家庭、学校、地域、職場、関係機関等

- 子供や高齢者が多く通行する地域では、交差点などでの歩行者の保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保しましょう。
- 子供や高齢者の交通事故実態を踏まえて、参加・体験・実践型の交通安全教室や、高齢者宅訪問活動などによる交通安全指導を推進しましょう。
- 職場の朝礼、出発時の声掛け、各種会合などの機会を通じて、事業所全体で思いやりを持った運転に心掛けるよう指導しましょう。

◆ 歩行者のルール・・・横断が禁止されている場所等 ◆

横断歩道外横断



車両の直前直後横断



歩行者横断禁止場所横断



斜め横断



重点2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

横断歩道は歩行者が優先ですが、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいても一時停止しない車両が見られます。また、飲酒運転などの危険な行為による交通事故も発生しています。

歩行者の保護を始め、運転中に危険な行為を行わないなど、安全運転意識の向上を図るため、次の事項を推進します。

運転者



- ゆとりある運転に努め、身体機能の変化、体調や天候、道路状況等に応じた安全な運転を行い、不安があるときは運転を控えましょう。
- 横断歩道手前の路面に標示された「ひし型」マークは、先の方に横断歩道があることを知らせる予告標示です。この標示がある場所では、横断歩道の手前で停止できるような速度で進行した上で、歩行者の有無を確認し、歩行者がいるときは必ず歩行者に道を譲りましょう。
- 夕暮れ時は早めのライト点灯を行い、夜間はライトの上向き下向きのこまめな切り替えを徹底して、歩行者等を早期に発見しましょう。
- 車両を運転するときは、心に余裕を持って運転に集中し、イライラして他人を威嚇するような妨害運転（「あおり運転」）や、安易にスマートフォンを操作するなどの危険な「ながら運転」は絶対にやめましょう。



- 飲酒運転は犯罪であり、刑事罰・行政罰を受けるだけでなく、交通事故を起こしたときには、民事上も厳しい責任を負うこととなることを自覚して、「飲酒運転は絶対にしない」という強い意志を持ちましょう。
- お酒を飲む予定があるときは、あらかじめ車両を運転して行くことのないよう徹底しましょう。
- お酒を飲んで一定時間が経過しても、体にアルコールが残っていれば酒気帯び状態となるので、お酒を飲むときは、運転予定を考慮し、飲酒時間や飲酒量に注意しましょう。



高齢運転者

- 運転を続ける必要がある高齢者は、安全運転サポート車の購入などを検討しましょう。
- 運転に不安を感じたら、運転免許窓口にご相談するなどして、安全運転サポート車等限定条件付免許への変更や免許証の自主返納も検討しましょう。



家庭・地域・職場・関係機関等



- 車両の運転者に対しては、横断歩道手前では減速し、また、横断歩道に歩行者がいるときは必ず停止するように指導教育しましょう。
- 日頃から、飲酒運転や妨害運転（「あおり運転」）などの悪質・危険性などを話題にして、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 運転開始前・終了後にはアルコールチェッカーによる確認など、飲酒運転をさせない環境を整備し、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
- 各種メディアを活用して、「ハンドルキーパー運動の推進」、運転者への「酒類提供・車両提供の禁止」や「飲酒運転車両への同乗禁止」を呼び掛けましょう。

重点3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車は、身近で便利な乗り物ですが、一方で交通ルールの理解不足による交通違反を原因とする事故も発生しています。自転車運転中の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進して、交通事故を防止するため、次の項目を推進します。

自転車利用者

- 「自転車安全利用五則」を遵守し、マナー向上を図りましょう。
- 自転車利用者は、自らを守るため、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車運転中は、携帯電話等を使用すること、イヤホン等で音楽を聴くこと、傘をさすことは禁止されているので絶対にやめましょう。（「ながら運転」の禁止）
- 自転車の安全を確保するため、定期的な点検や整備を行いましょう。
- 自転車運転中の加害事故に備え、損害賠償保険等に加入しましょう。



家庭・学校・地域・職場

- 全ての年齢層の自転車利用者には、ヘルメット着用と交通ルールの遵守を呼び掛けましょう。
- 自転車利用者に対して、「ながら運転」の禁止や歩行者保護などの交通ルールの遵守と安全運転の声掛けを実践しましょう。

関係機関・団体

- 配達業務中の交通事故防止のため、関係事業者や自転車配達員へ安全対策を働き掛けましょう。
- 自転車の損害賠償保険加入を促進するための広報啓発を行いましょう。

自転車安全利用五則

- 1.車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2.交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3.夜間はライトを点灯
- 4.飲酒運転は禁止
- 5.ヘルメットを着用

◎令和4年11月1日中央交通安全対策会議
交通安全対策本部決定

道路交通法が改正され、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました!

- 道路交通法第63条の11 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。（新設）
- 2.自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（新設）
- 3.児童又は幼児を保護する責任のあるものは、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（改正）

【令和5年4月1日施行】

県内統一行事

5月11日(木)	街頭指導活動・広報活動	登下校指導、子供・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
5月15日(月)	強化の日	
5月19日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
5月20日(土)	交通事故死ゼロを目指す日	県民一人一人が交通事故を起こさないよう、遭わないよう呼びかけます。

令和5年 長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー